

議題	テーマ提言について
項目	前回までの企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更 意見聴取の見解の整理

I. 本資料の目的

- 本資料は、新規テーマの提案である「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、これまでの意見聴取の見解の整理をご報告し、それを踏まえてご意見をいただくことを目的としている。

II. 意見聴取の実施状況

- 実施された意見聴取は次のとおりである。

第 55 回基準諮問会議までに行われた意見聴取

公聴会（委員会） 開催日	属性	意見聴取対象者
第 1 回（第 552 回） 2025 年 8 月 12 日	学識経験者	一橋大学大学院経営管理研究科 教授 野間幹晴様 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授 芦澤美智子様
第 2 回（第 554 回） 2025 年 9 月 3 日	財務諸表作成者	株式会社ソラコム Chief of Staff/Head of Corporate Development 山崎紘彰様 株式会社 SmartHR 取締役 CFO 森雄志様 株式会社ブイキューブ 代表取締役社長 兼 グループ CEO 間下直晃様 スギホールディングス株式会社 執行役員 経営企画・財務担当 笠井真様
	財務諸表利用者	りそなアセットマネジメント株式会社 株式運用部 チーフ・ファンド・マネージャー 井浦広樹様 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長、株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 CEO/マネージングパートナー 郷治友孝様

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

		一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会 会長 飯沼良介様
第3回(第556回) 2025年9月18日	監査人	PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 齋藤勝彦様 太陽有限責任監査法人 シニアパートナー 柴谷哲朗様
	学識経験者	追手門学院大学 経営学部 教授 宮宇地俊岳様
第4回(第558回) 2025年10月7日	監査人	有限責任 あずさ監査法人 パートナー 阿部博様 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 齊藤直人様 有限責任監査法人トーマツ パートナー 東川裕樹様 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 加藤正英様
第5回(第560回) 2025年10月20日	財務諸表利用者	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人 永沢裕美子様
第6回(第562回) 2025年11月4日	財務諸表利用者	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 三瓶裕喜様 野村アセットマネジメント株式会社 サステナブル投資戦略室 室長 大島彰雄様 株式会社格付投資情報センター 格付本部 コーポレート4部長 渡辺博紀様

<意見聴取の質問事項(上記のすべての意見聴取に共通)>

(のれん非償却の導入)

- A. 非償却を導入する会計基準の改正を支持するか。また、その理由は何か。
 - (a) のれんの非償却を支持する場合、償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。
 - (b) のれんの非償却を支持しない場合、非償却とすることについて何が問題と考えられるか。
- B. IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。

(のれん償却費計上区分の変更)

- C. のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。
- D. 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。
 - (a) のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (b) (販売費及び一般管理費に計上したうえで) のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。
- (c) IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」(management-defined performance measure : MPM) に相当する指標を開示する。

第 55 回基準諮問会議の後に行われた意見聴取

公聴会 (委員会) 開催日	属 性	意見聴取対象者
第 7 回 (第 567 回) 2026 年 1 月 20 日	財務諸表作成者(i)	日本製鉄株式会社 財務部 決算室長 松本道彰様
第 8 回 (第 570 回) 2026 年 2 月 24 日	財務諸表作成者(ii)	旭化成株式会社 経理・財務部 部付 リードエキスパート 手塚史様 株式会社串カツ田中ホールディングス (現 株式会社ユニシアホールディングス) 執行役員 管理部長 岩本一将様 ENEOS ホールディングス株式会社 インベスター・リレーションズ部 久野俊介様
	監査人(iii)	監査法人 A&A パートナーズ パートナー 森脇毅様 監査法人アヴァンティア パートナー 奥村俊樹様
	財務諸表利用者(iv)	一般社団法人 全国銀行協会 企画部 次長 遠藤績徳様

<意見聴取の質問事項 (財務諸表作成者(i)、(ii)) >

第 1 回から第 6 回の意見聴取と同様の A, B, C, D の質問のほか、IFRS 任意適用企業担当者について次を追加

(のれんの非償却の導入)

E. IFRS 任意適用企業から見たのれんの非償却を導入する場合の負担

- (a) 減損テストの取扱い (テストの頻度や方法) の変更に伴って見込まれる実務への影響や懸念、周辺領域への影響 (例えば、変更された減損テストののれん以外の資産 (有形固定資産等) への適用など)
- (b) 取得原価の配分 (PPA) の精緻化に伴って見込まれる実務への影響や懸念 (例えば、無形資産評価の専門家の確保など)

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(c) 連結子会社における単体財務諸表の作成実務への影響

< 意見聴取の質問事項 (監査人(iii)) >

(のれんの非償却の導入)

- F. 仮にのれんの非償却を導入する場合の監査実務への影響。具体的には次のとおり。
- (a) 減損テストの取扱い(テストの頻度や方法)の変更に伴う、内部統制の評価を含めた監査工数の増加の見込みや監査上の懸念
 - (b) 取得原価の配分(PPA)の精緻化に伴う監査工数の増加の見込みや監査上の懸念(例えば、無形資産評価の専門家の確保など)
 - (c) その他、監査実務への影響

< 意見聴取の質問事項 (財務諸表利用者(iv)) >

財務諸表利用者(iv)への意見聴取については、以前の意見聴取で指摘された内容(「のれんの会計処理の違いが銀行の融資判断に影響を与える可能性があるとの指摘」)について確認したものである。

(のれんの会計処理と与信判断実務との関係)

- G. のれんの会計処理の違いに起因する与信判断実務等への影響
- (a) 「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いとそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いによる、貴行の債務者区分の判断や内部格付の付与のあり方への影響
 - (b) 「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いやそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いによる、貴行の与信の実行や継続への影響
 - (c) 質問事項(a)及び(b)以外の事項として、「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いやそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いによる、貴行の活動や判断等への影響

III. 意見聴取の見解の整理

のれんの非償却の導入

3. のれんの非償却の導入に関する意見聴取対象者への質問は次のとおりである。
- A. 非償却を導入する会計基準の改正を支持するか。また、その理由は何か。
 - (a) のれんの非償却を支持する場合、償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。
 - (b) のれんの非償却を支持しない場合、非償却とすることについて何が問題と考えられるか。
 - B. IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。
 - E. IFRS 任意適用企業から見たのれんの非償却を導入する場合の負担（IFRS 任意適用企業担当者）
 - (a) 減損テストの取扱い（テストの頻度や方法）の変更に伴って見込まれる実務への影響や懸念、周辺領域への影響（例えば、変更された減損テストののれん以外の資産（有形固定資産等）への適用など）
 - (b) 取得原価の配分（PPA）の精緻化に伴って見込まれる実務への影響や懸念（例えば、無形資産評価の専門家の確保など）
 - (c) 連結子会社における単体財務諸表の作成実務への影響
 - F. 仮にのれんの非償却を導入する場合の監査実務への影響。具体的には次のとおり。（中小監査法人担当者）
 - (a) 減損テストの取扱い（テストの頻度や方法）の変更に伴う、内部統制の評価を含めた監査工数の増加の見込みや監査上の懸念
 - (b) 取得原価の配分（PPA）の精緻化に伴う監査工数の増加の見込みや監査上の懸念（例えば、無形資産評価の専門家の確保など）
 - (c) その他、監査実務への影響
 - G. のれんの会計処理の違いに起因する与信判断実務等への影響
 - (a) 「償却＋減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いとそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いによる、貴行

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

の債務者区分の判断や内部格付の付与のあり方への影響

- (b) 「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いやそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いによる、貴行の与信の実行や継続への影響
 - (c) 質問事項(1)及び(2)以外の事項として、「償却+減損」の会計処理と「減損のみ」の会計処理の違いやそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いによる、貴行の活動や判断等への影響
4. 前項の質問に対して意見聴取で聞かれた意見の概要については、別紙1に整理している。それをさらに次のようにまとめている。

(質問A：のれんの非償却を導入に関する意見)

5. 質問Aについて、のれんの非償却の導入を支持する意見を概ね次のように整理した。
- (1) 定期償却により営業利益、当期純利益が低くなり、PER（株価収益率）を重視する日本の市場では、企業価値が低く評価されやすい。また利益の圧迫が収益性の低さと誤認され、結果として資本コストを高め、企業の成長力を削いでいる。また、スタートアップ企業に投資を行う投資家は、指標を補正する機関投資家と異なり、表面的な利益の多寡に反応しやすいため、定期償却はネガティブなノイズとなる。このように、定期償却が株価を不当に押し下げている。なお、機関投資家として、のれんの償却を足し戻すなど本質的な価値を見出して投資を行っていても、市場とのギャップが解消されるまで時間がかかっている状況にある。
 - (2) M&A後の利益圧迫を嫌って、経済合理性のあるM&Aを中止・断念しているケースが多く生じている。物理的資産の乏しい企業の買収はのれんが大きくなりやすく、企業の買収を躊躇させ、新陳代謝を阻んでいる。また、M&Aのコンペでは、償却負担のある日本基準適用企業は高い価格を提示できず買い負けが生じている。
 - (3) スタートアップは純資産が極めて薄く、研究開発型では売上が当初計上されないことも多いため、買収価格との差額であるのれんが非常に大きくなりやすい。そのため、取得企業にとっては、スタートアップはのれん償却の悪影響を最も強く受けるM&Aの対象企業群であり、スタートアップに対するM&Aを敬遠することが多い。
 - (4) IFRS会計基準と米国会計基準が非償却を採用する中で、日本基準のみが償却を維持することは海外投資家への説明コストを増大させている。
 - (5) 減損テストの方が投資の成否を明確に可視化するため、経営者の説明責任を高める。
 - (6) 取得企業と監査法人との協議で決まる償却期間に明確な基準がなく、不透明性が高

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

い。有望な案件ほど事業計画が短期間で設定され、結果として償却期間が短くなり、優良な投資ほど直近の利益を大きく損なうという矛盾がある。また、償却期間が様々であり、企業の業績を比較することを困難にしている。そのうえ、キャッシュ・フローは健全でも、会計上の当期純損失や債務超過という外形基準から銀行格付が悪化するなどの弊害が生じるケースがある。

- (7) 投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流である。M&A でプレミアムを支払うことは、成長加速投資や買収後のシナジーを想定しているはずである。有形資産から無形資産に企業価値の焦点が移ってきている中で、のれんを機械的に償却することは M&A の目的や価値創造と整合しない。
- (8) 減損テストの方が投資の成否を明確に可視化するため、経営者の説明責任を高める。割引率の設定と回収可能価額の評価を通じて経営者のアカウンタビリティを高め、資本コストを意識した規律ある経営に繋がる。
- (9) 非償却の導入、維持に係るコストは、必要なコストとして負担していく。それらは償却費ほどの規模はなく、IFRS 導入よりも低コストである。

6. これに関連する質問 A(a)（償却と非償却の選択）については次の意見が聞かれた。

- (1) 償却と非償却の選択制を積極的に賛成する意見はなかった。
- (2) 一方で、スタートアップ投資や国際競争力を重視する立場から、企業の実態に合わせた柔軟性を求める意見として選択制を支持する意見があった。例えば、のれんの償却は経営成績の適切な表現を阻害するノイズであり、非償却を選べるようにすることで経営実態をより正しく投資家に伝えられるとの意見があった。また、償却負担が制約となって見送られていたディープテック等の M&A を促進し、国内に技術や事業を取り込むことができるとの意見もあった。さらには、減損テストの負担やガバナンスの体制に応じた会計処理の適用が可能となるとの意見もあった。選択制の弊害については、開示（注記等）を強化することで比較可能性が担保され、投資家の判断の助けとなり得るとの意見があった。
- (3) これに対して国内基準の中に 2 つの定めが混在することのリスクから、選択制に反対する意見が多く意見聴取者から寄せられた。例えば、企業間の財務諸表比較が著しく困難になり、投資家が混乱するとの意見や、利益を良く見せたいという経営者の裁量が入り込む余地が大きくなり、会計の信頼性が損なわれるとの意見、減損テストの検証方法が高度化・精緻化される必要があり、監査実務の現場で受け入れがたい負担が生じるとの意見が聞かれた。また、選択制にすると、償却モデル用と非償却モデル用の 2 通りの固定資産に係る減損会計の基準体系が必要になり、会計

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

制度が過度に複雑化するといった意見が聞かれ、非償却を望む企業は、IFRS 会計基準を任意適用すればよく、日本基準に非償却を導入する必要はないとの意見も聞かれた。

- (4) なお、上場と非上場での棲み分けや、経過措置としての取扱いなど、規模や状況に応じた選択の利用の案も示されている。また、選択制を認めるならば、減損テストの検証方法や内部統制の改善をセットで取り組み、経営者の裁量をチェックする仕組みが不可欠であるとの指摘もあった。

7. 質問 A について、(b) ののれんの非償却を支持しない意見としては次が聞かれた。

- (1) のれんの償却は超過収益力の減少と M&A 投資成果の判定という役割を担っている。ストック計算面では、競争を通じて超過利益の獲得能力が時間とともに減少するという性質に基づき、資産計上されたのれんを取り崩していく。フロー計算面では、のれん償却費を期間配分することで、M&A のシナジーを得るための投資原価として売上高と対比させ、M&A の投資成果を判定する役割を持つ。
- (2) 本来、買収の「買入のれん」は時間の経過とともに価値が減少していくはずであり、償却はそれを反映するのに適している。非償却の下での減損テストの場合、事後の努力による成果や既存事業の余力の要素がシールドとなり、価値の低下が表面化しにくくなる。結果として、のれんの中身が、財務報告の目的の観点から資産に含まれないこととされている自己創設のれんへ変質してしまう。
- (3) のれんは M&A に投じたコストの一部であり、そうしたコストをその投資から得られる収益に対応させて期間配分することで、正しい投資成果（利益）が算定される。
- (4) のれんの償却は、毎年の償却費が利益を圧迫するという仕組みがあるおかげで、経営者は慎重な判断を行う必要が生じている。償却がなければ、失敗した M&A のコストが表面化せず、株主価値を犠牲にする過度な投資を助長するおそれがある。
- (5) 減損の判断に経営者の裁量が介入しやすく、報酬や任期、財務制限条項への抵触回避などの動機から、損失の計上が先送りされる傾向があることを示す実証分析の研究がある。また、買収した事業の業績が悪くても、会社全体や他の部門が持つ自己創設のれんと合算して減損テストが行われることで、のれんの価値下落が覆い隠され、バランスシートに反映されない状況が生じる。このように、非償却モデルが依存する減損テストには、損失の認識が遅いという構造的な問題が指摘されている。
- (6) 非償却の会計処理の下では、投資回収が終わったはずの買収コストまで資産として残り続け、のれん残高が自己資本や総資産に対して異常に大きく積み上がる状況を招くおそれがある。このようにのれんが減らないことで ROA（総資産利益率）などの資産効率指標が改善されず、また格付分析においても自己資本比率の信頼性が低

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

下するなど、伝統的な指標についてのクレジット分析上の有効性が失われる。

- (7) 過去に非償却へ移行した国々の事例を見ても、それによって M&A が有意に増加したという明確な証拠はない。企業は事業に必要な M&A を選別・実施しており、会計処理の違いはそれを決める大きな要因にはなっていない。
- (8) のれんの非償却の導入は、企業結合の取得原価の配分の取扱い、のれんととのれん以外の減損の取扱いの見直しなどを伴うと考えられる。これらを実施するには、専門性や慎重な判断、監査対応が必要となり、作成者のコストが増加する。見直しの影響は上場会社以外にも及ぶと考えられるため、人的資源の乏しい企業にとって、負担増は深刻になると考えられる。また、大きな減損損失が生じるリスクを抱えることになる。
- (9) M&A 後の経営失敗や、株主価値を犠牲にする過大な投資の可能性を示唆するため、償却は過度な買収を抑止する機能がある。また、償却によって投資回収の過程を継続的にモニタリングし、その投資回収が困難であると判断された場合に減損損失を認識する一連の仕組みは、企業結合の投資判断に対して一定の規律を与える。
- (10) 非償却とすることで業績をよく見せたいという思惑があるとすれば、投資家保護の観点から懸念がある。

8. 質問 A について、のれんの非償却と償却に中立の意見としては次が聞かれた。

- (1) 償却・非償却はいずれも理論的に認められた枠組みであり、一方的にどちらかが優れているとは言えない。企業の実態や財務戦略、財務諸表利用者のニーズによって最適な手法は異なるため、どちらを採用するかは本来、企業の経営判断に委ねられるべきである。
- (2) 非償却モデルは完全ではなく、一長一短がある。厳格な減損テストとセットであれば、M&A 後のシナジー実現を強く意識させ、IPO 後の継続的な成長を後押しするポジティブな効果が期待できる。その一方で、減損の発生タイミングが不透明であるため、投資家にとって業績予想のリスク（ボラティリティ）を高める。また、損失を一過性のものとして都合よく扱うといった「恣意性」が入り込む余地も否定できない。
- (3) 償却モデルも同様に、一長一短がある。定期的に費用化が行われることで、将来の減損リスクを段階的に解消できる。このため、経営者がのれんの積上げを恐れずに追加の M&A を検討しやすくなるメリットがある。一方で、償却費が営業利益を押し下げること、キャッシュ・フローが潤沢であっても配当や株主還元が制限され、市場での企業価値評価が改善しにくいという弊害がある。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (4) 償却でも非償却でも、IR 活動の充実やアナリストによる詳細な分析が介在することで、会計基準の違いによる悪影響は一定程度、軽減・解消が可能であると考えられることから、会計基準の是非以上に、企業側のコミュニケーションの取組みが重要と考えられる。

(質問 B : IFRS 会計基準の任意適用によって対応することに対する意見)

9. 質問 B については、次の意見が聞かれた。

- (1) IFRS 移行に伴うリソースの負担が重い。専門人材の確保、会計システムの改修、監査報酬の増大など、導入・維持コストが極めて高く、のれん非償却を最も必要としているスタートアップや成長企業ほど、IFRS を適用できる財務的・組織的能力が不足しており、M&A のためだけに移行を検討することは現実的ではない。
- (2) 日本経済全体の代謝を上げるためには、日本基準自体を見直すことが最も直接的で実効性のある改善であり、移行コストを企業に強いる IFRS 依存の解決策は、結果として日本企業全体の M&A 意欲を削ぎ、海外企業に劣後する要因となる。
- (3) IFRS 移行のハードルを下げる取組みは継続すべきである。
- (4) IFRS による非償却の選択についても中立であり、日本企業が国際的資金調達や基準統一のために IFRS を選択することは理解できる。
- (5) 日本基準に非償却を導入することについては、のれんに係る年次の減損テストや企業結合時の取得原価の配分に大きな負荷がかかり、時間的な制約の中で正確なテストの実施に懸念が生じるため、グローバル市場での比較可能性の向上や自社の実態をより適切に表すと判断する企業が実務負荷を受け入れたうえで個別に IFRS 会計基準の任意適用を選択すればよいと考える。

(質問 E : IFRS 任意適用企業から見たのれんの非償却を導入する場合の負担)

10. 質問 E については、次の意見が聞かれた。

- (1) 企業結合の取得原価の配分について、無形資産の識別と評価に困難さがあり、のれんと無形資産で会計処理が分かれることから、慎重で精緻な対応が必要となり、多くの工数やコストがかかっている。外部専門家等の活用も行い、客観性を担保することが一般的と考えられる。
- (2) のれんの年次の減損テストについては、社内での対応、客観性を担保するための外部リソースの活用、監査対応等があり、相応の金銭的・時間的な負担を伴いながら運用を行っている。
- (3) 日本基準よりも減損に至るステップが少ないため、減損認識のハードルが低く、減

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

損テストには多くの前提が必要であり、わずかな前提の違いが使用価値の大きな違いを生む場合があるため、慎重な判断と監査人との十分な協議が必要になる。

- (4) IFRS 導入にあたり、経理人材が増員されている。また、価値評価等の専門性の有する人材も配置している。
- (5) 単体財務諸表の作成において、重要性の基準値が連結財務諸表とは異なるため、連結決算よりもさらに精度の高い減損テストや取得原価の配分の実施が求められることとなる可能性を危惧する。

(質問 F : 仮にのれんの非償却を導入する場合の監査実務への影響)

11. 質問 F については、次の意見が聞かれた。

- (1) 減損テストの取扱いの変更については、監査法人側の監査工数及び企業側の監査対応工数ともに増加が想定される。この点、ミドルクラスの上場会社においては経営資源が潤沢でない企業でも対応可能となるように十分な準備期間を設けることが望ましい。
- (2) 減損テストに関して、ミドルクラスやスタートアップの企業では、見積りの基礎となる事業計画等に客観的な裏付けが不十分なケースがあり、大企業と比べて時間が掛かることがある。客観的な説明を求めることが監査実務において困難となるなど、監査工数が増加することが想定される。
- (3) 取得原価の配分の精緻化に関して、ミドルクラスやスタートアップの企業では、人的資源やノウハウなど識別可能な無形資産として識別されないものの取得を目的とした M&A が多く、また、現行の日本基準でも取得原価の配分は実施されており、大幅な工数増加は見込まれない。
- (4) 企業側、監査人側ともに、専門人材の確保・育成、外部専門家の利用の体制整備が必要である。
- (5) 実務負担は増加するものの、一定の準備期間があれば対応可能であるが、監査工数や対応リソースの増加に関して、監査のコスト増に関する企業側の理解が必要である。

(質問 G : のれんの会計処理の違いによる銀行の融資判断等への影響)

12. 質問 G については、次の意見が聞かれた。

- (1) 銀行における内部格付の設定並びに与信の実行及び継続の判断において、のれんの会計処理の違いによる特段の影響は生じていないというヒアリング結果であった。

のれん償却費計上区分の変更

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

13. のれん償却費計上区分の変更に関する意見聴取対象者への質問は次のとおりである。
- C. のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。
 - D. 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。
 - (a) のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。
 - (b) (販売費及び一般管理費に計上したうえで) のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。
 - (c) IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」(management-defined performance measure : MPM) に相当する指標を開示する。
14. 前項の質問に対して意見聴取で聞かれた意見の概要については、別紙 1 に整理している。それをさらに次のようにまとめている。
15. 質問 C について、のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持する意見と、質問 D に関する意見として次が聞かれた。
- (1) 会計基準を大きく変更しなくても、営業利益の前に「のれん償却前営業利益」という指標を設けることで、投資家が「本来の収益力」と「償却の影響」を正確に判別できるようになる。
 - (2) 「のれん償却前営業利益」のように表示上の工夫を行うことで、のれん償却費を営業外費用や特別損失に変更したり、比較可能性を損なう償却と非償却の選択制を導入する必要がなくなるため、現行制度の安定性を保ちながら実務上の問題を解消できる。
 - (3) 企業の IR で実際に表示している。
16. 質問 C について、のれん償却費の計上区分を変更する改正に中立的な意見として次が聞かれた。
- (1) のれん償却費の計上区分の変更についても中立であり、企業と投資家の対話において企業の KPI を尊重する必要性から、償却費が継続的かつ明確に開示されるのであれば混乱は抑えられ、IFRS 第 18 号とのコンバージェンスの観点から(c)案も有力と考えている。
17. 質問 C について、のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持しない意見として次が聞かれた。

- (1) 毎期発生する償却費を、営業外費用や特別損失へ移すことは、営業活動の実態を歪め、損益計算書の本質的な意味を損なう。償却費を販売費及び一般管理費とする現行の扱いは、収益と費用の対応関係から見て合理的であり、変更する根拠に乏しい。
- (2) 「のれん償却前利益」などの独自指標の導入は、かえって投資家にとって不透明な情報となり、企業の恣意的な業績操作(利益の底上げ)に利用されるおそれがある。また安易な区分変更は、企業間の比較を困難にし、のれん償却という「会計上のコスト」を隠すような処理は、情報の有効性を低下させる。
- (3) 投資家やアナリストは、既に EBITDA 等の非 GAAP 指標を用いて企業価値を評価しており、会計上の区分を変更することは、価値評価の本質的な解決にはならない。償却費の計上区分の変更を検討するよりも、経営者が独自に示す「マネジメント業績指標 (MPM)」などの任意開示や、IR の充実を通じて説明責任を果たすべき領域と考えられる。

IV. 追加の分析

追加の分析を行う視点

(会計基準としての改善を検討する観点)

18. 今回の検討については、テーマ提言の要因に照らした検討を進める中で、特に「現行の会計基準の改善が見込まれるか」という要因に関して検討を行っている。この「会計基準としての改善」という観点について、会計基準の役割を考えれば、会計基準を通じて提供される財務情報が「利用者に有用な情報であること」、そしてその便益がコストに見合っていることが中心となると考えられる。
19. 一般に、会計基準は企業会計の基礎にある前提や概念を体系化した概念フレームワークに基づいて開発される。このフレームワークは、将来の基準開発に指針を与える役割を有しており、国際会計基準審議会 (IASB) や米国財務会計基準審議会 (FASB) でも同様の体系が採用されている。両者の概念フレームワークは多くの点で共通しており、特に有用な財務情報の質的特性について、「意思決定との関連性 (relevance)」と「表現の忠実性 (faithful representation)」を中心的な特性に位置付けて、特性間のヒエラルキーを整理している。
20. 企業会計基準委員会 (ASBJ) においても、中期運営方針の中で、高品質な会計基準の考え方として「投資家の意思決定にとって有用であること」を掲げている。また、その有用性は、提供される財務情報が「意思決定目的に関連すること」と「一定の水準で信頼できる

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

こと」という2つの特性によって支えられるとされている。

21. 前項の考え方は討議資料「財務会計の概念フレームワーク」で示されるものである。IASB や FASB の概念フレームワークとは用語の差異（「表現の忠実性」と「信頼性」など）はあるものの、財務情報の質的特性に関する根本的な考え方は概ね共通しており、国際的な基準開発におけるコンセンサスとなっている。したがって本検討においても、いわゆる概念フレームワークにおける財務情報の基本的な質的特性である「意思決定との関連性」及び「表現の忠実性（信頼性）」を基本的な評価軸に据えることが妥当であると考えられる。
22. この点、第 55 回基準諮問会議では、特にのれんの非償却の導入に関して、資料(1)-2-1 第 8 項のとおり、前項に近い意見が複数の委員から聞かれている。
 - ① いわゆる概念フレームワークの質的特性（意思決定との関連性、表現の忠実性など）が観点として考えられる。
 - ② ①の質的特性のうち、特に比較可能性を重視すべきである。
 - ③ 特定の政策効果を重視し過ぎると、会計基準の中立性、信頼性を低下させる。
 - ④ 導入にあたってのコストを十分に考慮すべきである。
23. このため、意見聴取の見解を①いわゆる概念フレームワークの質的特性（意思決定への関連性、表現の忠実性、比較可能性、検証可能性、コスト・ベネフィット）、②国際的な整合性の観点での比較可能性、の観点で整理していく。
24. また、意見聴取では、のれんの非償却の導入がスタートアップ企業を中心とする成長のための M&A の促進に資するとする意見が多く意見聴取対象者から聞かれていた。通常、ASBJ が会計基準を開発する際に、特定の経済効果の達成の観点を考慮しないが、今回はその観点での意見が多く聞かれていることから、③その他の観点として、副次的に M&A の促進などの観点からも、見解を整理していく。

追加の分析：のれんの非償却の導入に関する検討

25. 意見聴取者の回答は概ね、次のような状況であった。
 - (1) のれんの非償却の支持するかどうかについては、概ね、支持、不支持、中立のいずれかの意見を明らかにしていた。
 - (2) 償却と非償却の選択について積極的な支持はなかった。
 - (3) IFRS 会計基準を適用することで非償却とすることも可能となる点については、作成者から、IFRS 会計基準を適用することのコストの高さへの懸念が聞かれていた。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

26. 本資料第 23 項及び第 24 項の観点に沿った意見の分析は次のとおりである。

(有用な財務情報の観点での見解の整理)

いわゆる概念フレームワークの質的特性の観点

	非償却の利点、償却の課題を指摘する 意見	償却の利点、非償却の課題を指摘する 意見
意思決定と の関連性	<p>企業価値評価をキャッシュ・ベースで行うため、償却の場合に財務諸表利用者は償却費を調整している。</p> <p>国内外の投資家の収益性評価は EBITDA やフリーキャッシュフローが中心である。また、IFRS 型の減損テストは M&A の成否を可視化し、経営者のアカウントビリティを高める情報価値を有する。</p>	<p>期間配分により償却して、獲得した利益と対応させることによって正しい投資の成果が示される。非償却ではシールド効果による Too Little Too Late 問題が生じる。</p> <p>非償却では残高が残り続けるため、投資指標の分母が膨れ、投資効率が悪く見える。</p> <p>個人投資家が接する情報は限定されており、償却の有無といった会計処理の違いが意識されていないことも少なくない。そのような状況において、非償却とすることで業績をよく見せたいという思惑があるとすれば投資家保護の観点から懸念がある。</p>
	利用者の意思決定に中立である。	
表現の忠実性	<p>のれん価値は規則的に減耗しない。</p> <p>償却の場合、保守的に短期間の償却期間が設定されることがあり実態に合わない。</p> <p>償却の場合、成果が期待される企業結合については償却期間を短く、成果の不確実な企業結合については長く設定される場合があり、実態に合わない。</p>	<p>のれん価値は減価するため、償却すべき性質のものである。非償却の場合、減損テストの際に自己創設ののれんとの入れ替えが不可避に発生する。</p> <p>非償却の下で、自己資本や総資産に比してのれん残高が大きく積み上がる状況が生じている。</p>
比較可能性 (日本基準 内での選択 制)	<p>企業のそれぞれのステージや状況の違いを反映し得る。</p> <p>経過措置として有効である。</p>	<p>選択制の場合には比較可能性が大幅に低下する。</p>

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

	非償却の利点、償却の課題を指摘する 意見	償却の利点、非償却の課題を指摘する 意見
検証可能性	償却期間の設定に課題がある。	減損テストにおける将来キャッシュ・フローの予測や割引率の設定に関する課題がある。 非償却については、企業結合の原価の配分 (PPA) を厳格にする場合に識別可能無形資産の識別、測定に課題がある。
コスト・ベネフィット	非償却の導入、維持に係るコストは、必要なコストとして負担していく。それらは償却費ほどの規模はなく、IFRS 導入よりも低コストである。 IFRS 会計基準任意適用の実務があり、監査人として対応可能である。 減損テストを支援する専門家も増加している。	非償却における年次減損テスト及び PPA 厳格化によってコストが増加すると考えられる。 減損テストの変更は、のれん以外の固定資産にも及ぶ可能性がある。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

いわゆる概念フレームワークの質的特性の観点でのまとめ

27. 意思決定との関連性の観点では、投資家が企業評価を行う際に償却費を足し戻してキャッシュ・フローベースで分析を行うという実務との整合性や、M&Aの成否の可視化という面で、のれんの非償却の方が有用であるという指摘がある。一方、投資原価であるのれんとその回収の結果として獲得した利益との対応、のれんの残高が残り続ける課題への対応という観点では償却の方が有用と指摘されている。
28. 次に、表現の忠実性に関しては、のれんの価値が定期的に減価しないという観点でのれんの非償却を支持する見解がある。一方で、のれんの価値の減価を反映するという点では、償却の方がのれんの性質を忠実に反映すると指摘されており、非償却はその性質を反映できず、減損テストの際に自己創設のれんとの入れ替えが不可避免的に発生するという問題が指摘されている。この点、償却については、償却期間が実態に合わないといった指摘や、前述のように価値の減価は規則的ではないといった指摘もなされているが、これはのれんの減価の状況をどのようにして適切に反映するかという課題を指摘するものであって、のれんの減価を背景にした償却の考え方を覆すまでに至らないと考えられる。
29. さらに、日本基準内でののれんの償却と非償却の選択制について、多くの参加者から比較可能性の低下を懸念する意見が聞かれている。
30. このほか、検証可能性については、非償却及び償却ともにそれぞれの課題がある。例えば、非償却については、企業結合の取得原価の配分（PPA）、減損テストにおける将来キャッシュ・フローの予測や割引率の設定に一定の課題がある。また償却については償却期間の見積りや償却パターンの決定に一定の課題がある。このようにそれぞれ異なる観点で検証可能性の課題が生じると考えられる。
31. コスト・ベネフィットについては、のれんの非償却と償却にそれぞれの利点や課題、対応可能性が言及されているが、のれんの非償却を導入した場合には、減損テストの手法や取得原価の配分（PPA）のあり方が大きく変わると考えられる。これにより、のれん以外の資産に影響が及び、見積り範囲の拡大や実務負荷の増大などが生じることから、一般的に課題が大きいと考えられる。
32. 総じて、のれんの非償却の導入について、表現の忠実性やコスト・ベネフィットの観点でのれんの償却を上回る状況にないと考えられる。ただし、償却については、償却期間の見積りや償却パターンの決め方に一定の課題が指摘されている。
33. 日本基準内での非償却と償却の選択制については、比較可能性の観点から懸念が多く聞かれており、採用は難しいと考えられる。

国際的な整合性の観点

	非償却の利点、償却の課題を指摘する 意見	償却の利点、非償却の課題を指摘する 意見
国際的な整合性	海外投資家が分析している財務諸表における会計処理と整合するので、コミュニケーションが円滑になる。	特段の意見はなかった。
	複雑な調整でないため、利用者で調整が可能である。	

34. 国際的な整合性の観点からは、非償却の導入は海外投資家が分析している財務諸表における会計処理と整合し、投資家とのコミュニケーションを円滑にするという利点が指摘されている。
35. ただし、国際的な整合性の確保を重視するのであれば、のれん及び関連する周辺領域だけ対応しても不十分である可能性がある。その観点からは、IFRS 会計基準の任意適用の方が、より目的に合致すると考えられる。

(その他の観点での見解の整理)

	非償却の利点、償却の課題を指摘する 意見	償却の利点、非償却の課題を指摘する 意見
M&A の促進	PER (株価収益率) が重視される日本市場では、償却が市場での不当な低評価を招き、M&A を阻害している。その結果、企業成長を阻害している。	M&A が増加する明らかな実証的知見はない。 会計処理の違いによる影響は認識しておらず、M&A の活発化には他の要因もある。

36. 日本の株式市場では個人投資家比率の高さなどの事情から PER (株価収益率) が重視されているとされ、このことからのれんの償却がプライシングに影響を与え、結果として M&A を阻害している可能性がある、意見聴取に参加した多くの関係者から指摘されている。
37. 一方で、非償却により M&A 件数が増加するとの明らかな実証的知見は示されていないことや、M&A の活発化には会計処理以外の要因も影響しているとの指摘がある。
38. この点、会計基準設定主体の役割は、一定の分析能力を有する財務諸表利用者¹の意思決

¹ 参考として、会計基準の開発において想定されている財務諸表利用者の姿について以下の記述があることを示しておく。

ASBJ 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」 「第1章 財務報告の目的」 第7項「(前略) 投資家の中には会計情報の分析能力に優れた者のほか、自らは十分な分析能力を持たず専門家の助けを必要とする者も含まれているが、証券市場が効率的であれば、情報処理能力の差は投資家の間に不公正をもたらさない。それゆえ、会計基準の設定にあたっては、原則として、一定以上の分析能力を持った

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

定に有用な財務情報を提供するための会計基準を開発することであり、M&A の促進は会計基準設定主体として評価できる範囲を超える課題と考えられる。実際、資料(1)-2-1 に示したように、基準諮問会議では経済的影響を配慮した基準開発を行うことへの懸念が聞かれている。このため、上記の観点での分析は会計基準の改善の観点からの検討には含まれないものとして本資料の記録に留めたいと考えている。

追加の分析：のれん償却費計上区分に関する検討

(意見聴取での見解の整理)

39. 意見聴取者の回答は概ね、次のような状況であった。

- (1) 本質問に直接回答した聴取者は少数であった。償却を維持する場合ののれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とすることについて、一部、経過的な効果を指摘する意見はあったが、積極的に支持する意見はなかった。
- (2) 償却を維持する場合ののれん償却前営業利益の表示については、支持しない意見もあったが、支持する意見も聞かれた。
- (3) MPM に相当する指標の開示を支持する意見は少なかった。

40. これらを踏まえた事務局の分析のまとめは次のとおりである。

- (1) のれん償却費を営業外費用又は特別損失として計上することについて、積極的な支持は示されていない。意思決定との関連性では、償却費を営業外費用又は特別損失として計上すると営業利益等の段階損益が不明確になる懸念が指摘された。
- (2) 一方、のれん償却前営業利益の欄を設けることで投資家への情報提供の工夫となり、営業外費用や特別損失として計上する必要はなくなるとの見解が示された。また、MPM については、調整表の開示がなされることを前提に支持する意見が一部から聞かれた。
- (3) 総じて、償却費を営業外費用又は特別損失として計上することには意思決定や会計区分の明確性、日本基準上の解釈に関する懸念が残ることが考えられる。

投資家を想定すればよい。」

IASB「財務報告に関する概念フレームワーク」第2章 有用な財務情報の質的特性」第2.36項「財務報告書は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を勤勉さをもって検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要がある場合もある。」

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ディスカッション・ポイント

前項までの基準諮問会議事務局の整理についてご質問やご意見をいただきたいと思います。

以 上

(HP では非公表)

以 上